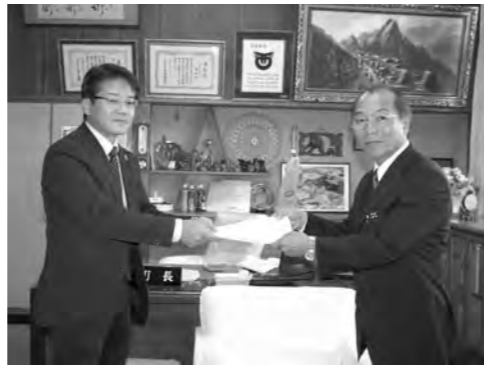


「西原町高齢者保健福祉計画」が策定されました (ことぶきプラン2009)

高齢者保健福祉計画策定委員会の安次富郁哉副委員長は、3月12日、上岡町長へ「西原町高齢者保健福祉計画（ことぶきプラン2009）」を答申しました。同委員会は、医療・福祉・保健の専門の方や老人クラブ代表及び一般公募の方など8人の委員で構成され、昨年8月21日に町長から諮問を受け、第3期（平成18年度～20年度）の保健、福祉のサービスについて検証するとともに、平成21年度～23年度のサービスのあり方について審議をしてきました。

答申を受けた上岡町長は「多忙な中、時間を割いて協力いただき感謝します。委員の皆さんが真剣に議論し、まとめていただいたすばらしい答申を基に、高齢者の保健福祉サービスの充実強化に努め、高齢者が安心して暮らせる西原町の実現に努めていきたい」と話しました。



平成21年度～平成23年度（第4期）の保険料が決まりました！

高齢者保健福祉計画（ことぶきプラン2009）の策定に伴い、平成21年度から平成23年度（第4期）の3年間の介護保険料が下記のとおり決定しました。

税法改正や後期高齢者医療制度の施行等により高齢者への負担が重くなっていることを考慮し、第2段階と第4段階に低所得者への負担軽減を図りました。

また、給付額（介護サービスに必要な費用）が当初予定していた額より伸びが小さかったことや、臨時特例交付金及び準備基金の取りくずしなどにより、第3期（平成18年度～20年度）の保険料より年額の平均で7,800円程引き下げられています。

第4期の西原町介護保険料

本人・世帯等状況	保険料段階		月額	年額	基準額に対する割合	備考
生保・福祉年金受給で世帯全員が非課税	第1段階	平成20年度まで	2,600	31,200	50%	
		平成21年度から	2,350	28,200		
住民税非課税世帯、年金収入十合計所得が年80万以下	第2段階	平成20年度まで	3,125	37,500	60%	60%から50%に軽減
		平成21年度から	2,350	28,200	50%	
世帯全員が非課税で第2段階以外	第3段階	平成20年度まで	3,900	46,800	75%	
		平成21年度から	3,525	42,300		
世帯員課税かつ本人非課税で年金収入十合計所得が年80万以下	第4段階（特例）	平成20年度まで	5,200	62,400	100%	100%から83%に軽減
		平成21年度から	3,901	46,810	83%	
世帯員課税で本人非課税で年金収入十合計所得が年80万以上	第4段階	平成20年度まで	5,200	62,400	100%	基準額
		平成21年度から	4,700	56,400		
本人課税で年間所得200万円以下	第5段階	平成20年度まで	6,500	78,000	125%	
		平成21年度から	5,875	70,500		
本人課税で年間所得200万円以上	第6段階	平成20年度まで	7,800	93,600	150%	
		平成21年度から	7,050	84,600		

【お問合せ】 介護支援課 介護支援係 ☎945-5013（内線194・195・196）

65歳以上の公的年金の受給者で、個人住民税を納税されている方へ

住民税の年金からの引き落としが始まります

これまで、公的年金を受給され個人住民税の納税義務のある方は、年4回、役場や銀行などに出向き、個人住民税を納めています。今年10月より、個人住民税が公的年金から引き落とし（特別徴収）される制度が始まり、対象となる方は原則、金融機関などに行く必要がなくなります。

対象者は？：65歳以上の公的年金受給者のうち個人住民税の納税義務のある方が対象です。

この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務のある方」です。また、「介護保険料の特別徴収の対象とならない方」「当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える方」などは引き落とし（特別徴収）の対象とはなりません。

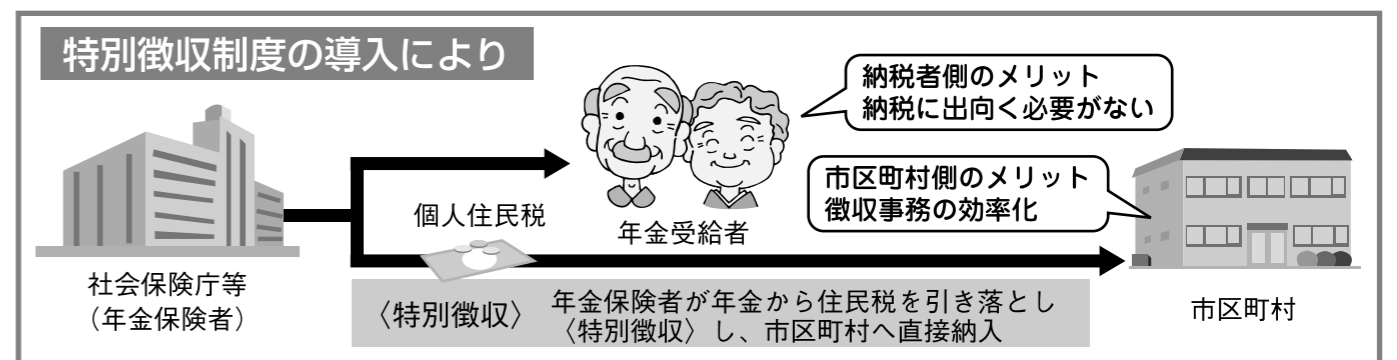
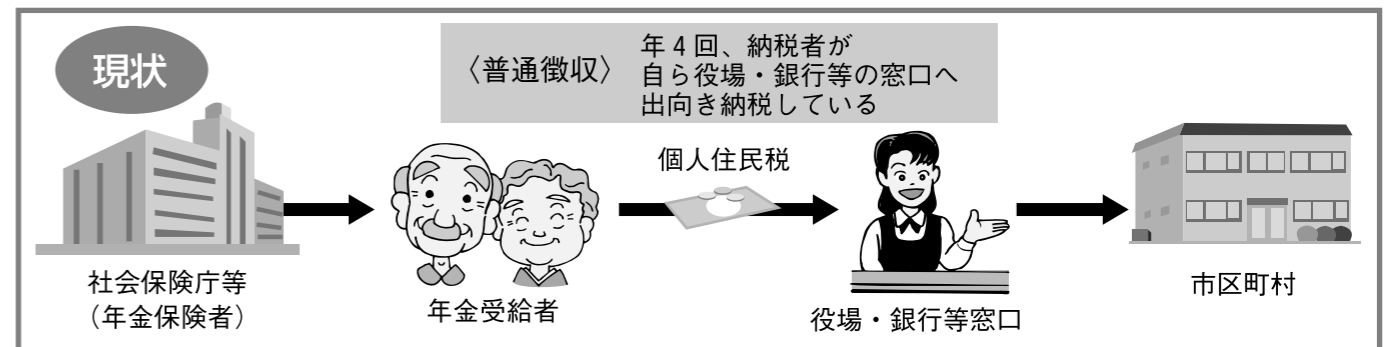
税額に変更がある？：新たな税負担が生じるものではありません。

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度は、納税義務者（年金受給者）が支払うべき個人住民税を社会保険庁などの「年金保険者」が市区町村に直接納めるように納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。※ただし、特別徴収される範囲は「公的年金等に係る所得割額等」となります。

いつから始まる？：平成21年10月支給分から徴収が始まります。

特別徴収の開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の公的年金に係る税額の半分については、平成21年6月及び8月に普通徴収（納税通知書により銀行などで納める方法）により納めていただくことになります。

また、年金所得以外の所得に係る個人住民税については、従来どおりの方法により納めていただくことになります。



個人住民税の公的年金からの特別徴収制度へのご理解をよろしくお願いいたします。

お問合せ：西原町役場 税務課 町民税係
☎ 098-945-4729（内線142）
FAX 098-946-6086